

平成22年7月1日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成22年(ネ)第323号 不当利得返還請求控訴事件

(原審:岐阜地方裁判所平成21年(ワ)第834号)

平成22年5月21日口頭弁論終結

判 決

東京都品川区東品川二丁目3番14号

控訴人 C F J 合同会社

同代表者代表社員 C F J ホールディングス株式会社

同職務執行者 浅野俊昭

岐阜市 [REDACTED]

被控訴人 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 笹田参三

同 山田秀樹

同 綾喜秀光

同 小山哲人

同 小林明人

主 文

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を次のとおり変更する。

2 控訴人は、被控訴人に対し、106万0061円及びこれに対する平成21年8月18日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

3 被控訴人のその余の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 本件は、被控訴人が、控訴人に対し、平成5年11月12日から同14年4月10日までは株式会社マルフクとの間で、同年5月8日以降はマルフクの地位を承継した控訴人との間でなした原判決別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」記載のとおりの継続的な金銭消費貸借取引において、利息制限法所定の制限利率を超過して利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると、上記計算書の「残元金」欄記載のとおり過払金が発生していると主張して、不当利得返還請求権に基づき、過払金226万6839円並びにこれに対する最終取引日後である平成21年7月10日までの確定利息合計53万5977円及びその翌日である同月11日から支払済みまで民法所定の年5パーセントの割合による同法704条前段所定の利息の支払を求めた事案である。

原審は、被控訴人の請求を認容した。

2 その余の事案の概要は、当審における控訴人の補足的主張を次のとおり付加するほか、原判決「事実及び理由」欄の第2の1ないし3に記載のとおりであるから、これを次のとおり補正して引用する。

(1) 原判決の補正

原判決2頁4行目の「6日の」を「6日に」に、14行目の「「弁済額」欄記載額の」を「「弁済額」欄記載の」に、同3頁2行目の「5月2日」を「4月10日」に、3行目の「5月3日」を「5月8日」に、9行目の「原告のマルフク」を「マルフクの被控訴人」にそれぞれ改める。

(2) 当審における控訴人の補足的主張

貸金債権と過払金返還債務は、その発生原因及び法的性質を異にするため、これらを表裏一体の関係にある債権債務と評価することはできず、殊に、マルフクと控訴人との間の平成14年3月29日付け資産譲渡契約（以下「本件資産譲渡契約」という。）におけるクロージング日である同年5月2日当時、マルフクと被控訴人との間の金銭消費貸借取引に係る貸金債権は、制限

超過部分を元本に充当することにより既に消滅していて、過払金が発生していたため、貸金債権が移転しなかったにもかかわらず、「表裏一体の関係」にあるとの理由で過払金返還債務だけが移転したものと解するのは自家撞着であって、失当である。

また、本件資産譲渡契約が営業譲渡に当たるとしても、営業譲渡によって控訴人がマルフクの地位を包括承継するわけではなく、債務の移転には、その旨の当事者間の合意及び債権者の承諾を要するにもかかわらず、本件資産譲渡契約においては、控訴人はクロージング日より以前に発生したマルフクの債務を承継しないものと明記されていて、債務の移転について被控訴人の承諾もない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の請求は理由があるものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」欄の第3の1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決3頁17行目の「5月2日」を「4月10日」に、18行目の「5月3日」を「5月8日」にそれぞれ改める。
- (2) 同3頁24行目から4頁4行目までを次のとおり改める。

「(1) 本件資産譲渡契約書（乙2）によれば、控訴人は、マルフクから、消費者ローン取引に基づく貸金債権だけでなく、マルフクが営んでいた消費者ローン事業に係る顧客との取引のデータ、不動産賃借権、動産（コンピュータ等）等営業用の資産を包括的に承継するほか（第1. 1条），雇用関係も原則承継し（第6. 6条），本件資産譲渡契約の締結に際し、マルフクは株主総会の特別決議を経ることとされ（第7. 1条(b)），またマルフクは、控訴人に対し、競業避止義務を負うと定められていること（第6. 10条）に鑑みれば、マルフクと控訴人は、有機的・人的・機能するマルフクの貸金業に関する物的・人的営業資産を控訴人に引

き継がせることを目的とする営業譲渡契約を締結したものと解するのが相当であり、したがって、特段の事情のない限り、当該営業に関する債権のみならず、契約上の地位も控訴人に移転したものというべきである。

そして、契約上の地位の移転には権利者の承諾が必要とされるところ、被控訴人は、貸金債権の譲渡につき異議なき承諾をしており（乙7）、後記の貸金債権と過払金返還債務の表裏一体の密接な関連性に鑑みれば、この承諾は、金銭消費貸借契約上の地位の移転についての承諾の趣旨を含むものと解するのが相当である。

(2) 控訴人は、マルフクの被控訴人に対する過払金返還債務を承継していない旨主張し、本件資産譲渡契約書には、「クロージングの時点で、買主は、本契約に基づき買主に譲渡される、譲渡対象資産に含まれる契約に基づき生じる義務のすべて（クロージング日後に発生し、かつクロージング日後に開始する期間に関するものに限る。）を承継する」（第1.3条）と記載され、買主に承継されない義務として「第1.1条(a)に記載された貸付債権の発生原因たる金銭消費貸借契約上の、またはこれに関する保証契約、質権設定契約もしくは担保権設定契約上の売主またはそのいかなる関連会社の義務または債務（支払利息の返還請求権を含む。）」が列挙されている（第1.4条(a)）。

そして、マルフクと被控訴人との間には金銭貸付取引契約（乙22）が締結されて、平成5年11月12日に50万円が貸し付けられ、同年12月15日以降約定利率に基づく弁済がなされているところ、みなし弁済が成立すれば貸金業者に貸金債権が認められ、逆にみなし弁済が成立しない場合には、利息制限法所定の制限利率に引き直された上、貸金業者が過払金返還債務を負うことになる関係にあって、貸金債権と過払金返還債務は表裏一体の関係で密接に関連しているのであるから、本件資産譲渡契約締結時点で、後者の場合に発生する過払金返還債務のみを

区別して承継の対象から除外するときは、借主は取引期間全体について利息制限法所定の制限利率での引き直し計算をすることにより過払金の返還請求ができる利益を失い、支払を受けられる過払金総額が減少する不利益を受けるので、借主においてこうした利害得失を理解し、なおこれを承知の上で、上記契約上の地位の移転を承諾したなどの特段の事情がなければ、借主の通常の意思が、みなし弁済の成否から生じる上記のいずれの場合の法律関係をも含む趣旨において上記の承諾をしたものと解するのが自然かつ合理的である。また、借主がそのような意思で承諾をしているであろうことは、相手方である貸金業者側においても容易に理解することができたというべきである。もとより本件においては、控訴人は、被控訴人に対し、過払金返還債務の帰属や上記期間通算の利益について何らかの説明をした経緯があるとはうかがわれず、上記特段の事情が存しないことも明らかである。

また、本件資産譲渡契約が締結された平成14年当時は、みなし弁済や過払金充当合意等に関する法律解釈が進展する以前の段階であり、当事者双方において、過払金返還債務の取扱いについて現実的な問題意識や見通しを明確にし得たかどうかも疑問であり、被控訴人やマルフクにおいても、上記資産譲渡契約中の買主に承継されない義務として上記各条項に記載した趣旨、目的が、その後の過払金返還請求問題の進展を予測し、これに対処することにあったのかも疑問というべきであって（仮にそうであれば、それ自体にも問題があるが）、このような段階における契約条項や承諾の解釈を、形式的な文言解釈によって行い、その結果、借主側に一方的な不利益を歸せしめるのは意思解釈の在り方としても相当ではなく、その前提となる背景事情を踏まえた上で、双方の合理的な意思を解釈すべきものというべきである。

してみれば、控訴人指摘の上記各条項をもって、控訴人が被控訴人に

対する貸金債権のみを承継し、過払金返還債務は承継していない根拠とすることはできず、控訴人は被控訴人に対する過払金返還債務を含めて承継したものと認められる。

(3) 控訴人は、マルフクから債権額以上の対価をもって顧客に対する貸金債権を買い受けたとして、これを過払金返還債務を承継していない経済的な根拠として主張するが、そもそも本件資産譲渡契約は上記のとおり営業そのものを対象とするものと認められるのであって、単なる貸金債権の総和を対象とするものではないし、顧客がみなし弁済の適用を前提に約定弁済を繰り返すのであれば、債権の額面額以上の対価を支払うことには相応の経済的合理性があるといえる上、本件資産譲渡契約がなされた平成14年当時は、なお過払金の返還請求問題が現実化しておらず（顕著な事実）、そのリスクが対価に反映されなかったとしても格別不自然ではないから、この点も上記認定を左右するものとはいえない。

(4) その他控訴人の主張する諸点を踏まえても、上記特段の事情があるとは認められず、控訴人は、マルフクから被控訴人に対する過払金返還債務を含めて承継したものと解するのが相当である。」

(3) 同4頁15行目の「貸金業法」を「平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律」に改める。

(4) 4頁20行目から21行目までを次のとおり改める。

「(1) 請求原因(2)のうち当事者間に争いのない取引経過と、証拠（甲4、乙8、22）及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、マルフクとの間で、平成5年11月12日に金銭貸付取引契約を締結して50万円を借り入れ、以後、同14年5月8日まで約定利率による弁済を繰り返し、同日時点での約定利率による借入金残金は45万2047円であったこと、被控訴人は、控訴人との間で、同日、融資極度額を70万円とする極度額借入契約を締結し、同月13日に14万7953円を借り増しし、以

後、上記の約定利率による借入金残金と借増金とを一体のものとして、同20年12月19日まで上記極度額の範囲内で借入れと弁済を繰り返したことが認められるから、請求原因(2)のとおりの継続的金銭消費貸借取引は、全体として上記金銭貸付取引契約を基本契約とする一連のものであると認められる。」

2 結論

よって、被控訴人の請求を認容した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第2部

裁判長裁判官 中 村 直 文

裁判官 近 藤 猛 司

裁判官 下 嶋 崇

これは正本である。

平成22年 7月 7日

名古屋高等裁判所民事第2部

裁判所書記官 川上 恵子